（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

**第十九条**　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十号中「第四十三条第三項」の下に「、第五十二条第三項」を加え、同項第二十五号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

**第二十条**　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第九号中「昭和四十三年法律第百号）」の下に「第五十二条第三項、」を加え、同項第二十四号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法施行令及び独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

**第二十一条**　次に掲げる政令の規定中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

一　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十七号

二　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第二十七号

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

**第二十二条**　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第九号中「第四十三条第三項」の下に「、第五十二条第三項」を加え、同項第二十七号中「第三十六条の四」を「第三十六条の五、第三十六条の九」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

**第二十三条**　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第一号中「より」を「より、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　都市公園法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二　都市公園法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三　都市公園法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四　都市公園法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五　都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

**第二十四条**　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

**第二十五条**　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第十五号中「まちづくり推進課」の下に「及び公園緑地・景観課」を加える。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十五日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二条の規定による改正後の都市公園法施行令第八条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

**第三条**　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二条第二号の三」を「第十二条第二項第二号の三」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

**第四条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十二条及び」を「第十二条第二項及び」に、「同令第十二条」を「同項」に、「又は」を「、」及び」に、「第十二条第九号」を「第十二条第二項第九号」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令）

**第五条**　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第一号の三」を「第十二条第二項第一号の三」に、「同条第二号の三」を「同項第二号の三」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

---

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百五十七号**

**水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年六月十九日とする。

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三